

## 平成 24 年度 第 2 回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

### 1 開催日時

平成 24 年 6 月 12 日（火） 9：30～11：30

### 2 開催場所

札幌市役所 14 階 1 号会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

蟹江委員長、岡田委員、小山委員、山下委員、山本委員

#### (2) 札幌市職員

財政局管財部長、財政局工事管理室長、財政局契約管理課長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、財政局建築設備検査担当課長、交通局総務課長、水道局総務課長、病院局経営企画課長 他 9 名

### 4 次第

#### (1) 開会

#### (2) 委員長あいさつ

#### (3) 政府調達に関する苦情に係る審議

#### (4) その他

#### (5) 閉会

### 5 審議概要

政府調達に関する苦情に係る審議要旨

#### (1) 仕様書に関して

●仕様書6(性能等)中の括弧書きの部分「パッドの導通チェックを含む」について、どういうものを想定していたのか？改めて補足説明願いたい。

⇒【関係調達機関(教育委員会)】

以前の仕様書も参考に検討し、仕様書に入れたものである。この文言になった訳は、はっきりしない部分があるが、パッド部分と本体部分が繋がっていて、電流が流れる状態を示すために括弧書きを入れたということしか、今のところ説明できない。しかしながら、実際に電流を流してというところまでは求めていない。

●「パッドと本体がきちんと繋がっていれば良い」ということが仕様書で示された文言の求める内容で、例えば、パッド自身の水分量とかジェルの状態ということまで、求めていなかったということか？

⇒【関係調達機関(教育委員会)】

そのとおりです。そこまで求めるのであれば、逆にそこまで具体的に書く必要があると考える。

●括弧書きの部分について、単に「導通チェック」という表現であれば、今までの説明でも筋が通る。しかしながら、「パッドの」と書いたということは、やはりパッドに電気が流れるかどうかと思うが？

⇒【関係調達機関(教育委員会)】

パッドを交換する場合、胸に当てる部分(パッド)と本体に接続するケーブルを含めた一式を「パッド」として販売されているため、胸に当てる部分だけを交換するということにはならない。そういうことから、教育委員会では、「パッド」というのは、胸に当てる部分から本体に接続するケーブルまでの一式と捉えており、本体部分とパッド部分の 2 つしかないものと考えている。

●前回の委員会において、苦情申立人に対し「パッド」というのはどこかと質問したところ、「体に張る電極部分」との回答であった。そうすると、調達側と応札側との間で、パッドの定義にズレがあるように思える。

●その関係では、他都市の参考仕様から考えると、付属品でいうパッドというのは、当然、ケーブルつきのものだと解釈する余地はあると思われる。わざわざパッドとケーブルを分けて付属品と書くということは余りないと思う。

## (2) 日本光電工業(株)の A E D に関して

●御社の 24 時間毎のチェックで、まずコネクタが外れていた場合、アラームが鳴るのか。また、パッドは密封状態で保存されているが、封が破れているだけの状態でアラームが鳴るのか。

⇒【参加申立人(日本光電北海道(株))】

まず、コネクタが外れていた場合、アラームは鳴る。ただし、袋が破れているだけの状態では、アラームは鳴らない。パッドをシートから剥がしパッドとパッドが接触している状態で装置に接続されている場合もアラームは鳴る。

●もしパッドの直前で断線している場合には、御社のやり方でアラームが鳴るのか？

⇒【参加申立人(日本光電北海道(株))】

それに関しては、技術の者に確認し回答する。

●箱自体を開けた段階でアラームが鳴るのか。

⇒【参加申立人(日本光電北海道(株))】

弊社のものは、AED 自体、ふたを開けると電源が自動的に入り、そこでかなり大きな音が鳴るため、多分、いたずらなどはできないと思う。

●体に張る面のジェルが乾燥している状態で、インピーダンスは検出できるのか？

⇒【参加申立人(日本光電北海道(株))】

検出はできないと思う。

●フクダ電子(株)と同じ導通チェック方式の機種は、日本光電工業(株)では現在販売していないのか？また、その方式の製品を、日本で販売されているところは？

⇒【参加申立人(日本光電北海道(株))】

水分量と電気を直接的に流す方式の機種(アメリカの会社のOEM)は、昨年3月で販売、提供を終了し、弊社では現在、国産の1機種のみを取り扱っている。

なお、水分量と電気を直接的に流す方式の仕様、特許ということでは、今、国内では2社だけとなっている。

●仕様書に書かれてあるものが、御社の製品に該当しない可能性があるかなというようなことは検討されなかったのか？

⇒【参加申立人(日本光電北海道(株))】

水分量のチェックまでを含めた導通チェックとなると、仕様を満たさないが、ただ、導通の確認をしているかどうかというものに関してはクリアしているため、検討はしていない。

今回の仕様では、同じパッドで小児と未就学児と小学生以上を切り替えることができることとなると、うちと2社しかない。教育委員会にも、仕様の確認をしたが、「1社にする仕様ではない」と言われているところである。

### (3) フクダ電子(株)のAEDに関して

●電極パッドといったときは、ケーブルを含むのか？

⇒【苦情申立人(フクダ電子北海道販売(株))】

「パッドはどの部分か」と聞かれた場合、張りつける部分をパッドと指すが、「パッド」の注文となると、ケーブルとの一式のため、ケーブルから発送、供給をさせていただいている。

●フクダ電子(株)の製品は、パッドのチェックはすべて、電極と電極を直接ダイレクトに繋いでみる方法か。また、それはなぜか。

⇒【苦情申立人(フクダ電子北海道販売(株))】

弊社が販売しているAEDは全てそういう方式となっている。それは、AEDを使用する際、まずは心電図を解析することとなるが、電極が乾燥していた場合、きちんと解析ができるかが分からないことが一つ。あとは、出力した時に、乾燥している状態であれば、非常に抵抗が高いため、やけどをしてしまうといった2次的な被害がでる可能性もあることから、水分量というのは、非常に重要な部分であると捉えている。

●パッドの水分量の重要性は理解したが、日本光電工業(株)の製品の場合、きちんと密封されているため、それが破られない限り、一般的に水分量がおかしくなることはないという答弁であった。逆に、フクダ電子(株)の製品は、袋を破り中のパッドを収納しているケースを開けるとアラームが鳴るのか？

⇒【苦情申立人(フクダ電子北海道販売(株))】

開けた場合、その時点ではアラームは鳴らない。

●それ以外に、パッドが乾くという状況は考えられるのか。二重の袋に入り、ケースに入っている、それでも水分のチェックが必要なぐらい水分量は変化するのか。

⇒【苦情申立人(フクダ電子北海道販売(株))】

ほとんど枯渇することは少ないかと思う。ただし、パッドの仕様は2年であり、やはり乾燥してくる可能性があるため、2年でパッドを交換していく形となっている。

●「導通チェック」という言葉の国際的、或いは国内的な定義はあると考えるか？

⇒【苦情申立人(フクダ電子北海道販売(株))】

AEDに関しては、定義というものはないが、「導通」という一般的な意味合いでは、電流が流れる状態と考える。

●御社のものは、ふたを開けた場合、アラームが鳴るのか？電源オンの方法は？

⇒【苦情申立人(フクダ電子北海道販売(株))】

機械を開けたときには、アラームは鳴らない。また、電源は、「オン」のボタンを押していた

だけ形となっている。

●今回の調達において、フクダ電子(株)では、導通チェックの機能のない別のAEDを供給するという可能性は無かったのか。

⇒【苦情申立人(フクダ電子北海道販売(株))】

弊社が取扱うAEDは、全商品導通チェック機能がつくこととなる。入札の際に示した機種より下のランクのものがあるが、それでは、小児と成人のパッドを分ける形のため、仕様と合わないものになってしまうこととなる。

(4) 各委員からの意見要旨

●「導通チェック」自体は、日本光電工業(株)の製品もしている範囲と思うが、問題は、パッドを含めて行っているかというところで、いささか疑問が残るところである。

●仮に「導通チェック」を、フクダ電子(株)の言うような定義とした場合、同じパッドで成人と子供で切り替えができることを含めると、現実には1社となる。そうした場合、政府調達協定の趣旨に反することにもなると考えられる。仕様書の見方として、括弧書きの部分の重要度は、必ず守らなければならない基準・条件とみるのか、又は、緩やかに解釈する、若しくは例示で「こういう機能があれば良い」という理解は可能か。

●それはあり得ると思うが、どちらかと言うと、入札の趣旨とか調達機関の意図に関して、括弧書きの重要度も変わってくると考える。

●括弧書きは、通常、あえて具体的に限定するような時などに使うことが多いと思われる。ただ、今回は、2社とも解釈が二つの言葉にひっかかっているようなので、括弧書きの重要度というのは、この検討に当たっては結構必要と思われる。

●別の見方として、仕様書自体が果たして適切であったかという問題がある。仮に、発注者側の意図が仕様書に反映されていなかった場合、応札者側に、多少混乱を与えた可能性も考えられる。

●そのとおりだと思うが、今回2社とも、仕様書の読み方が変わったら違う製品を出せたかという、おそらく違う製品にはならなかったと考えられる。

●もう一つのポイントとして、例えば、「日本光電工業(株)の技術が導通チェックの範囲に含む」とした行為が適切ではなかったという前提で話をすると、厳密に解釈した場合1社に絞られてしまうため、それは問題がないかという点である。

札幌市の調達において、2社しか参加できない状態というのは認め、かつ参加者数で是非を論じるようなルールはあるのか。

⇒【事務局】

競争性が確保されるという点では、1社と2社では根本的に違うと思う。教育委員会の意図したものが反映された仕様で、その結果、2社に限定されたことには問題ないと考える。

WTOの趣旨は、不必要な障害を設けないということであり、仕様の意図するところが不必要な障害でなければ、仕様を制限することに問題はない。今回の場合、不必要な制限に該当する可能性があるかもしれないと考えるものである。

●政府調達の趣旨に反しないよう仕様書を解釈しようとすると、「導通チェック」は、広く定義する必要があるということか。

●それに付け加えると、パッドという部分の定義ももっと広がる。そうすると、日本光電工業(株)の技術が含まれないという前提での話の場合、問題となるのが、不必要な障害をもたらし、特定企業の技術だけになる可能性が出てくるということだと思う。

●これは、瑕疵があったとして、瑕疵の程度はどのくらいかとの判断に当たって、どういった要素を考慮したら良いのかということになるが、例えば、応札側の不利益はどの程度なのか。これは、代替機種がないということで、余り大きくはなさそうだと思う。また、調達機関側の調達意図との関連性についても、考慮する要素があるが、結果が、調達側の意図と大きく相違していない、かい離していないとすれば、瑕疵の程度は小さいだろうと思う。

●今までの話をまとめると、

・仕様書自体に、応札側に対し少し分かりにくい部分があり、判断が分かれる内容となっていた部分において、瑕疵の部分があるかもしれない。

・ただし、その瑕疵の程度を考える際には、応札側が受けた不利益と、調達側の意図が反映されているかという部分を見込む必要がある。

・各企業は、異なる製品をそれぞれ作っており、その不利益は余り大きくないかもしれないということ。また、調達意図の関連性では、調達側が意図したものを落札していることから、瑕疵の程度は少ないかもしれないということ。

・更に加えると、導通チェックの部分を厳密に取り入れると、確かにその主張は分かるが、2つあったものの1つを落とすと特定のものの答えにしかならず、それでは、競争性の部分に問題がある可能性があること。

・そして、果たして、今の調達側が意図していた内容を、今の製品が満たさないかどうか、最終的な結論としては大事かと思う。

●今日の話をつまえて、もう一度、7月3日に改めて議論することといたしたい。